主眼事項及び着眼点等（指定障害児相談支援）

| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 | 確認文書 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１　基本方針第２　人員に関する基準１　従業者２　管理者第３　運営に関する基準１　内容及び手続　の説明及び同意２　契約内容の報　告等３　提供拒否の禁　止４　サービス提供　困難時の対応５　受給資格の確　認６　通所給付決定の申請に係る援助７　身分を証する　書類の携行８　障害児相談支援給付費の額等の受領９　利用者負担額　に係る管理10　障害児相談支援給付費の額に係る通知等11　指定障害児相談支援の具体的取扱方針12　障害児等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付13　障害児相談支援対象保護者に関する市町村への通知14　管理者の責務15　運営規程16　勤務体制の確保等17　設備及び備品　　　等18　衛生管理等19　掲示等20　秘密保持等21　広告22　指定障害児通所支援事業者等からの利益収受等の禁止23　苦情解決24　事故発生時の対応25　会計の区分26　記録の整備第４　変更の届出　　等第５　障害児相談支援給付費の算定及び取扱い１　基本事項２　障害児相談支援費（１）障害児支援利用援助費（２）継続障害児支援利用援助費（３）その他（４）同一の月に指定継続障害児支援利用援助と指定障害児支援利用援助を行う場合（５）特別地域加算３　利用者負担上限額管理加算４ 初回加算５ 特定事業所加算６　入院時情報連携加算７　退院・退所加算８　医療・保育・教育機関等連携加算９　サービス担当者会議実施加算10　サービス提供時モニタリング加算11　行動障害支援体制加算12　要医療児者支援体制加算13　精神障害者支援体制加算14　地域生活支援拠点等相談強化加算15　地域体制強化共同支援加算 | （１）指定障害児相談支援の事業は、障害児又は障害児の保護者(障害児等)の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って行われているか。（２）指定障害児相談支援の事業は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。（３）指定障害児相談支援の事業は、障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス(福祉サービス等)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。（４）指定障害児相談支援の事業は、当該障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。（５）指定障害児相談支援事業者は、市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。（６）指定障害児相談支援事業者は、自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。（１）指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所(指定障害児相談支援事業所)ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員(指定障害児相談支援の提供に当たる者として平成24年厚生労働省告示第225号「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」に定める者)を置いているか。（ただし、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。）（２）（１）に規定する相談支援専門員の員数の標準は、障害児相談支援対象保護者の数（当該指定障害児相談支援事業者が、指定特定相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定障害児相談支援の事業と指定計画相談支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者の数及び指定特定相談支援の事業における計画相談支援対象障害者等の数の合計数）が３５又はその端数を増すごとに１となっているか。（３）（２）に規定する障害児相談支援対象保護者の数は、前６月の平均値となっているか。（ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。）指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。（ただし、指定障害児相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。）（１）指定障害児相談支援事業者は、障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った障害児相談支援対象保護者(利用申込者)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害児相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。（２）指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。（１）指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。（２）指定障害児相談支援事業者は、障害児支援利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しているか。指定障害児相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定障害児相談支援の提供を拒んでいないか。指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害児相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、法第6条の2の2第9項に規定する児童福祉法施行規則で定める期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。（１）指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、障害児相談支援対象保護者から当該指定障害児相談支援につき平成24年厚生労働省告示第126号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額）の支払を受けているか。（２）指定障害児相談支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定障害児相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を障害児相談支援対象保護者から受けているか。（３）指定障害児相談支援事業者は、(1)及び(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った障害児相談支援対象保護者に対し交付しているか。（４）指定障害児相談支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に対し、その額について説明を行い、障害児相談支援対象障害者の同意を得ているか。指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を提供している障害児相談支援対象保護者に係る障害児が当該指定障害児相談支援と同一の月に受けた指定通所支援につき法第21条の5の3第2項第2号に掲げる当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して児童福祉法施行令で定める額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。　この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該障害児相談支援対象保護者及び当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対し指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しているか。（１）指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領により指定障害児相談支援に係る障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、障害児相談支援対象保護者に対し、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児相談支援給付費の額を通知しているか。（２）指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を障害児相談支援対象保護者に対して交付しているか。（１）指定障害児相談支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによっているか。　　①　指定障害児相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させているか。　　②　指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じて行っているか。（２）指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助の方針は、第1に規定する基本方針及び(1)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。　　①　相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。②　相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、障害児の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。　③　相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の日常生活全般を支援する観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めているか。　　④　相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、障害児等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障害児又はその家族に対して提供しているか。　　⑤　相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や障害児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を行っているか。　　⑥　相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接しているか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を障害児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。　　⑦　相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障害児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第6条の2の2第9項に規定する児童福祉法施行規則で定める期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成しているか。⑧　相談支援専門員は、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ているか。　　⑨　相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際には、当該障害児支援利用計画案を障害児等に交付しているか。　　⑩　相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者等その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。　　⑪　相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ているか。　　⑫　相談支援専門員は、障害児支援利用計画を作成した際には、当該障害児支援利用計画を障害児等及び担当者に交付しているか。（３）指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助の方針は、第1に規定する基本方針、(1)及び(2)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。　　①　相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、障害者等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。 　　②　相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第6条の2の2第9項に規定する児童福祉法施行規則で定める期間ごとに障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接するほか、その結果を記録しているか。　　③　(2)の①から⑦まで及び⑩から⑫までの規定は、(3)の①に規定する障害児支援利用計画の変更について準用する。　　④　相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、障害児がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は障害児等が指定障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。⑤　相談支援専門員は、指定障害児入所施設等から退所又は退院しようとする障害児又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。指定障害児相談支援事業者は、障害児等が他の指定障害児相談支援事業者の利用を希望する場合その他障害児等から申出があった場合には、当該障害児等に対し、直近の障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を受けている障害児相談支援対象保護者が偽りその他不正な行為によって障害児相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。（１）指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。（２）指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に平成24年厚生労働省令第29号第2章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。①　事業の目的及び運営の方針 ②　従業者の職種、員数及び職務の内容 ③　営業日及び営業時間 ④　指定障害児相談支援の提供方法及び内容並びに障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額 ⑤　通常の事業の実施地域 ⑥　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑦　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧　その他運営に関する重要事項（１）指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対し、適切な指定障害児相談支援を提供できるよう、指定障害児相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。（２）指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に指定障害児相談支援の業務を担当させているか。（ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。）（３）指定障害児相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。指定障害児相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定障害児相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。（１）指定障害児相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。（２）指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。（１）指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、障害児相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。（２）指定障害児相談支援事業者は、(1)に規定する重要事項の公表に努めているか。（１）指定障害児相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。（２）指定障害児相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。（３）指定障害児相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、障害児又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。（１）指定障害児相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の管理者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。（２）指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。（３）指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。（１）指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する障害児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。（２）指定障害児相談支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。（３）指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第24条の34第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。（４）指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第57条の3の2第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。（５）指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第57条の3の3第4項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。（６）指定障害児相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事又は市町村長に報告しているか。（７）指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。（１）指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。（２）指定障害児相談支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。（３）指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害児相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。（１）指定障害児相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。（２）指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定障害児相談支援を提供した日から5年間保存しているか。　　①　福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録　　②　個々の障害児ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳　　　イ　障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画 　　　ロ　アセスメントの記録　　　ハ　サービス担当者会議等の記録 　　　ニ　モニタリングの結果の記録　　③　市町村への通知に係る記録　　④　苦情の内容等の記録 　　⑤　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（１）指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害児相談支援の事業を再開したときは、同施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出ているか。（２）指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市町村長に届け出ているか。（１）指定障害児相談支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第126号の別表「障害児相談支援給付費単位数表」により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」を乗じて算定しているか。（２）(1)の規定により指定障害児相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、１月につき所定単位数を算定しているか。①　障害児支援利用援助費（Ⅰ）　指定障害児相談支援事業所における障害児相談支援対象保護者の数を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数（前六月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）（相談支援専門員の平均員数）で除して得た数（取扱件数）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。②　障害児支援利用援助費（Ⅱ）　取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じて得た数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、１月につき所定単位数を算定しているか。①　継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）　取扱件数が　40未満である場合又は40以上である場合において、４０未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。②　継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）　取扱件数が　40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。　指定障害児相談支援事業者が、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）（指定基準）第15条第2項第6号（同条第3項第3号において準用する場合を含む）、第8号、第9号若しくは第10号から第12号まで（同条第3条第3項において準用する場合を含む）又は同条第3項第2号に定める基準を満たさないで指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、所定単位数を算定していないか。　指定障害児相談支援事業者が、同一の月において、同一の障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った後に、指定障害児支援利用援助を行った場合には、継続障害児支援利用援助費に係る所定単位数を算定していないか。　平成24年厚生労働省告示第233号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域」に居住している障害児に対して、指定障害児相談支援を行った場合（（3）に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。指定障害児相談支援事業者が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算しているか。指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準」の一に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準」の二に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ１月につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定していないか。イ　特定事業所加算（Ⅰ）ロ　特定事業所加算（Ⅱ）ハ　特定事業所加算（Ⅲ）ニ　特定事業所加算（Ⅳ）障害児通所支援を利用する障害児が病院又は診療所（病院等）に入院するに当たり、平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準」の三に従い、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況や生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、当該障害児１人につき１月に１回を限度としてそれぞれ所定の単位数を加算しているか。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算を算定していないか。イ　入院時情報連携加算（Ⅰ）ロ　入院時情報連携加算（Ⅱ）法第７条第１項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）若しくは障害者支援施設に入所していた障害児、病院等に入院していた障害児、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第7項に規定する更生保護施設に収容されていた障害児又は法務省設置法（平成11年法律第93号）第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成19年法律第88号）第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設(更生保護施設を除く。)に宿泊していた障害児が退院、退所等をし、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合（同一の障害児について、当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき３回を限度として所定単位数を加算しているか。（４の初回加算を算定する場合を除く。）。指定基準第２条第３項に規定する福祉サービス等（障害児通所支援及び障害福祉サービスを除く。）を提供する機関の職員等と面談を行い、障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算しているか（４の初回加算を算定する場合及び７の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。）。指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算しているか。指定障害児相談支援事業所が、当該指定障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成した障害児相談支援対象保護者に係る障害児が利用する障害児通所支援の提供現場を訪問することにより、障害児通所支援の提供状況等を確認し、及び当該提供状況等を記録した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、相談支援専門員１人当たりの障害児相談支援対象保護者の数が３９を超える場合には、39を超える数については、算定していないか。平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準」の四に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、１月につき所定単位数を加算しているか。平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準」の五に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、１月につき所定単位数を加算しているか。平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準」の六に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、１月につき所定単位数を加算しているか。平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準」の七に定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児（要支援児）が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合にあっては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援児１人につき１月に４回を限度として所定単位数を加算しているか。平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準」の七に定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、指定基準第２条第３項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか３者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（障害者総合支援法第89条の３第１項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児利用支援を行っている指定障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 法第24条の31平24厚令29第2条第1項平24厚令29第2条第2項平24厚令29第2条第3項平24厚令29第2条第4項平24厚令29第2条第5項平24厚令29第2条第6項法第24条の31第1項平24厚令29第3条第１項平24厚告225平24厚令29第3条第２項平24厚令29第3条第３項平24厚令29第4条法第24条の31第2項平24厚令29第5条第1項平24厚令29第5条第2項平24厚令29第6条第1項平24厚令29第6条第2項平24厚令29第7条平24厚令29第8条平24厚令29第9条規則第1条の2の7平24厚令29第10条平24厚令29第11条平24厚令29第12条第1項平24厚告126平24厚令29第12条第2項平24厚令29第12条第3項平24厚令29第12条第4項平24厚令29第13条施行令第24条平24厚令29第14条第1項平24厚令29第14条第2項平24厚令29第15条第1項平24厚令29第15条第1項第1号平24厚令29第15条第1項第2号平24厚令29第15条第2項平24厚令29第15条第2項第1号平24厚令29第15条第2項第2号平24厚令29第15条第2項第3号平24厚令29第15条第2項第4号平24厚令29第15条第2項第5号平24厚令29第15条第2項第6号平24厚令29第15条第2項第7号規則第1条の2の7平24厚令29第15条第2項第8号平24厚令29第15条第2項第9号平24厚令29第15条第2項第10号平24厚令29第15条第2項第11号平24厚令29第15条第2項第12号平24厚令29第15条第3項平24厚令29第15条第3項第1号平24厚令29第15条第3項第2号規則第1条の2の7平24厚令29第15条第3項第3号平24厚令29第15条第3項第4号平24厚令29第15条第3項第5号平24厚令29第16条平24厚令29第17条平24厚令29第18条第1項平24厚令29第18条第2項平24厚令29第19条平24厚令29第20条第1項平24厚令29第20条第2項平24厚令29第20条第3項平24厚令29第21条平24厚令29第22条第1項平24厚令29第22条第2項平24厚令29第23条第1項平24厚令29第23条第2項平24厚令29第24条第1項平24厚令29第24条第2項平24厚令29第24条第3項平24厚令29第25条平24厚令29第26条第1項平24厚令29第26条第2項平24厚令29第26条第3項平24厚令29第27条第1項平24厚令29第27条第2項平24厚令29第27条第3項平24厚令29第27条第4項平24厚令29第27条第5項平24厚令29第27条第6項平24厚令29第27条第7項平24厚令29第28条第1項平24厚令29第28条第2項平24厚令29第28条第3項平24厚令29第29条平24厚令29第30条第1項平24厚令29第30条第2項法第24条の32第1項施行規則第25条の26の7第1項～第2項法第24条の32第2項施行規則第25条の26の7第3項法第24条の26第2項平24厚告126の一 平24厚告128平24厚告126の二平24厚告126別表の1の注1平24厚告126別表の1の注2平24厚告126別表の1の注3平24厚告126別表の1の注4平24厚告126別表の1の注5平24厚告233平24厚告126別表の2の注平24厚告126別表の3の注平27厚告181の一平24厚告126別表の4の注平27厚告181の二平24厚告126別表の5の注平27厚告181の三平24厚告126別表の6の注平24厚告126別表の7の注平24厚告126別表の8の注平24厚告126別表の9の注平24厚告126別表の10の注平27厚告181の四平24厚告126別表の11の注平27厚告181の五平24厚告126別表の12の注平27厚告181の六平24厚告126別表の13の注平27厚告181の七平24厚告126別表の14の注平27厚告181の七 | 運営規程障害児支援利用計画ケース記録運営規程障害児支援利用計画ケース記録運営規程障害児支援利用計画ケース記録運営規程障害児支援利用計画ケース記録関係者と連携を図って必要な社会資源を活用して支援していることが分かる書類（ケース記録等）自己評価資料自己評価結果を改善に繋げていることが分かる記録勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表研修修了書勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表障害児相談支援対象保護者の数の分かる書類勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表障害児相談支援対象保護者の数が分かる書類管理者の雇用形態が分かる書類勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表重要事項説明書利用契約書（利用者または家族の署名捺印）重要事項説明書利用契約書（利用者または家族の署名捺印）その他利用者に交付した書面契約内容報告書市町村に提出したことが分かる書類（控え等）適宜必要と認める資料適宜必要と認める資料受給者証の写し適宜必要と認める資料適宜必要と認める資料請求書領収書請求書領収書領収書重要事項説明書適宜必要と認める資料通知の写しサービス提供証明書の写し障害児支援利用計画相談支援専門員が障害児支援利用計画を作成していることが分かる書類障害児又はその家族に説明を行った記録（面接記録等）障害児支援利用計画アセスメントを実施したことが分かる書類障害児支援利用計画アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類障害児支援利用計画アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類（地域住民の自発的な活動によるサービス等を利用していることが分かる書類等）障害児又はその家族に情報提供した記録障害児支援利用計画アセスメントを実施した記録アセスメントを実施した記録面接記録障害児支援利用計画案アセスメントを実施した記録障害児支援利用計画（保護者の署名捺印）利用者に交付した記録障害児支援利用計画（障害児又は家族の署名捺印）サービス担当者会議記録障害児支援利用計画アセスメント及びモニタリングに関する記録サービス担当者会議記録障害児支援利用計画（保護者の署名捺印）利用者に交付した記録障害児支援利用計画（保護者の署名捺印）障害児支援利用計画アセスメント及びモニタリングに関する記録事業者等と連絡調整した記録地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨をした記録アセスメント及びモニタリングに関する記録面接記録経過記録同準用項目と同一文書施設等への入所又は入院を希望した場合に紹介した書類及びその際のサービス提供記録施設等から退所又は退院を希望した場合に情報提供した書類及びその際のサービス提供記録適宜必要と認める資料適宜必要と認める資料適宜必要と認める資料適宜必要と認める資料運営規程従業者の勤務表勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類研修計画、研修実施記録適宜必要と認める資料衛生管理に関する書類衛生管理に関する書類事業所の掲示物公表していることが分かる書類従業者及び管理者の秘密保持誓約書従業者及び管理者の秘密保持誓約書、その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）個人情報同意書事業者のＨＰ画面・パンフレット適宜必要と認める資料適宜必要と認める資料適宜必要と認める資料苦情受付簿重要事項説明書契約書事業所の掲示物苦情者への対応記録苦情対応マニュアル市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類都道府県知事からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類都道府県等への報告書運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料事故対応マニュアル都道府県、市町村、家族等への報告記録事故の対応記録ヒヤリハットの記録再発防止の検討記録損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等）収支予算書・決算書等の会計書類職員名簿設備・備品台帳帳簿等の会計書類左記①～⑤の記録適宜必要と認める資料適宜必要と認める資料適宜必要と認める報酬関係資料適宜必要と認める報酬関係資料適宜必要と認める報酬関係資料適宜必要と認める報酬関係資料適宜必要と認める報酬関係資料適宜必要と認める報酬関係資料適宜必要と認める報酬関係資料適宜必要と認める報酬関係資料適宜必要と認める報酬関係資料適宜必要と認める報酬関係資料適宜必要と認める報酬関係資料適宜必要と認める報酬関係資料適宜必要と認める報酬関係資料適宜必要と認める報酬関係資料適宜必要と認める報酬関係資料適宜必要と認める報酬関係資料適宜必要と認める報酬関係資料適宜必要と認める報酬関係資料適宜必要と認める報酬関係資料適宜必要と認める報酬関係資料 |

（注）下線を付した項目が標準確認項目